

令和7年



春の全国交通安全運動

呉市・呉市交通安全推進協議会連合会

【期間】 4月6日（日）～4月15日（火）

【運動の重点】

- ✓ こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- ✓ 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- ✓ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底



令和7年広島県交通安全年間スローガン
「てをあげて くるまにおしらせ ぼくはここ」



令和6年度の自転車用ヘルメット購入助成の受付は、**令和7年3月21日（金）**まで！

・呉市では、自転車利用者の安全性の向上を図るため、自転車用ヘルメットの購入費の一部を補助（最大 2,000 円）しています。

・対象者は、呉市にお住まいで、令和6年4月1日以降に安全基準を満たしたヘルメットを購入された方です。

※令和7年度も引き続き、自転車用ヘルメット購入助成を実施する予定です。

呉市役所 地域協働課 市民センターG



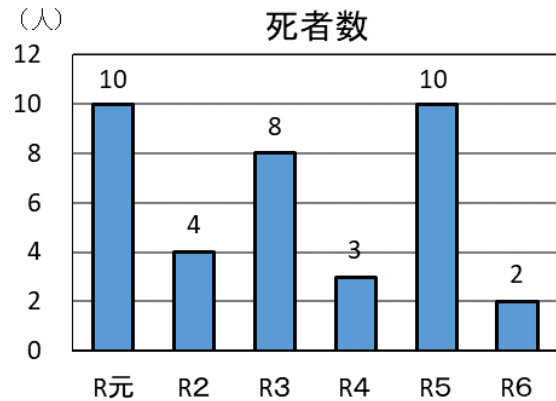
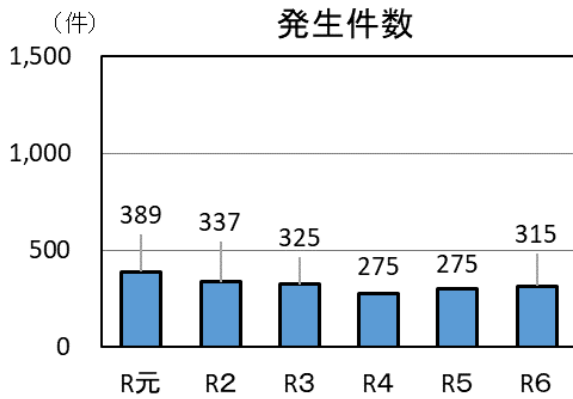
0823-25-3221

受付時間：平日 8：30～17：15

詳細は呉市HPから→



呉市内 交通事故発生状況の推移（過去5年）



令和6年中の呉市内での交通事故発生件数は、前年から40人増の315件でした。死者数は、前年から8人減でしたが、2人の尊い命が犠牲となりました。

死者数が、減少したことは良い傾向ではありますが、交通事故件数については、増加傾向にありますので、引き続き交通安全に御協力をお願いします。

☑ 道路を横断するときの斜め横断は絶対にやめて、青信号でも必ず横断歩道のあるところを左右の安全を確認して渡りましょう！

☑ 夕暮れ時や夜間には反射材を身につけましょう！

自転車を利用される市民の皆様へ



～運転中の携帯電話使用等及び酒気帯び運転の禁止について～

道路交通法の改正により、令和6年11月1日から、「自転車運転中の携帯電話使用等（ながらスマホ）」及び「酒気帯び運転」が罰則の対象となりました。

携帯電話使用等☞最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
酒気帯び運転☞3年以下の懲役又は50万円以下の罰金



～傘差し運転等の禁止について～

広島県道路交通法細則一部改正により、令和6年11月1日から、傘差し運転等が罰則の対象となりました。

違反した場合☞最大5万円以下の罰金



～自転車乗車用ヘルメットを着用していますか？～

自転車乗車用のヘルメット着用は令和5年4月1日から努力義務となっています。

自転車乗用中の死者の半数以上が、頭部の損傷が致命傷となっており、自転車乗用中のヘルメット着用状況別の致死率は、着用と比較して非着用は約2.4倍となっています。

自分の命を守るために、自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう！

